

政令第四百十二号

子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（教育公務員特例法施行令の一部改正）

第一条 教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「助教諭」の下に「、保育教諭、助保育教諭」を、「規定する国立学校」の下に「及び国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第三項第五号において「国立大学法人」という。）の設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保

連携型認定こども園をいう。以下同じ。」を、「公立の学校」の下に「(学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)」を、「が教諭」の下に「又は保育教諭」を加える。

第三条第三項第五号中「国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)第二条第一項に規定する」を削る。

第八条第一号中「主幹教諭」の下に「(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。次号において同じ。)」を、「栄養教諭」の下に「、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭」を加え、同条第二号中「栄養教諭」の下に「、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭」を加える。

附則第二項第二号中「が教諭」を「若しくは知事が教諭又は保育教諭」に改める。

附則第三項中「とする」を「とし、指定都市以外の市町村の設置する幼保連携型認定こども園の保育教諭、助保育教諭及び講師の任命権者は、当該市町村を包括する都道府県の知事とする」に改める。

(私立学校法施行令の一部改正)

第二条 私立学校法施行令(昭和二十五年政令第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第一項中「当該都道府県知事」の下に「（第一号に掲げる申請のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び第六条において「指定都市等」という。）の区域内の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（次項において「幼保連携型認定こども園」という。）に係るものにあつては、当該指定都市等の長）」を加え、同項第一号中「都道府県知事」の下に「又は指定都市等の長」を加え、同条第二項中「都道府県知事」の下に「（前項第一号に掲げる申請のうち指定都市等の区域内の幼保連携型認定こども園に係るものにあつては、当該指定都市等の長）」を加え、「前項」を「同項」に改める。

第六条中「されている事務」の下に「並びに同項の規定により指定都市等が処理することとされている事務」を加え、「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

（建築基準法施行令の一部改正）

第三条 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「、児童福祉施設」の下に「（幼保連携型認定こども園を除く。）」を加え、同条第二項第一号中「保育所」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加え、同条第三項の表(一)の項中「又は中等教育学校」を「、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園」に改める。

第百十五条の三第一号中「児童福祉施設等」の下に「（幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）」を加える。

第二百二十六条の二第一項第二号中「学校、」を「学校（幼保連携型認定こども園を除く。）、」に改める。

（国有財産特別措置法施行令の一部改正）

第四条 国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第二条第二項第六号の」を「第二条第二項第七号の」に改め、同項第一号中「第二条第二項第六号」を「第二条第二項第七号」に改める。

第二条第七項及び第八項中「第二条第二項第六号」を「第二条第二項第七号」に改める。

（日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律施行令の一部改正）

第五条 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律施行令（昭和二十八年政令第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「事業」の下に「（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第六条において「幼保連携型認定こども園」という。）において行う教育及び保育の事業を含む。）」を加える。

第六条中「、学校教育施設」の下に「（幼保連携型認定こども園を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「ひん繁な」を「頻繁な」に、「ひん度」を「頻度」に、「こえる」を「超える」に改める。

（国有林野の管理経営に関する法律施行令の一部改正）

第六条 国有林野の管理経営に関する法律施行令（昭和二十九年政令第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「規定する学校」の下に「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加え、同条第五号中「さん橋等」を「棧橋その他」に改め、同条第六号中「地方公共団体」を「前各号に掲

げるもののほか、地方公共団体」に改める。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正）

第七条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「他の教育委員会」の下に「（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の教員にあつては、当該教員が属する地方公共団体の長）」を加える。

（旅館業法施行令の一部改正）

第八条 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第五百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第十号中「学校等」を「第一条学校等」に、「見とおす」を「見通す」に改め、同条第二項第六号中「きたさない」を「来さない」に改め、同項第九号中「学校等」を「第一条学校等」に、「見とおす」を「見通す」に、「さえぎる」を「遮る」に改める。

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正）

第九条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「の学校医」を「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の学校医等」に改める。

（駐車場法施行令の一部改正）

第十条 駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号ハ中「特別支援学校」の下に「、幼保連携型認定こども園」を加える。

（住宅地区改良法施行令の一部改正）

第十一条 住宅地区改良法施行令（昭和三十五年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「保育所」の下に「、幼保連携型認定こども園」を加える。

（道路交通法施行令の一部改正）

第十二条 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の三第一項中「又は保育所」を「、幼保連携型認定こども園、保育所又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第十項に規定する小規模保育事業若しくは同条第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設」に改める。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第十三条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

別表第三第五号中「小学校及び」を「小学校、」に改め、「除く。」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加え、同表第六号中「児童福祉施設」の下に「（幼保連携型認定こども園を除く。）」を加える。

（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令の一部改正）

第十四条 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「保育所」の下に「、幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等

の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。」を加える。

（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十五条 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「幼稚園」の下に「、幼保連携型認定こども園」を加える。

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部改正）

第十六条 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

第十七条中「第四条第五号」を「第四条第六号」に改める。

（都市計画法施行令の一部改正）

第十七条 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「大学を除く。」の下に「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

第二十一条第二十六号口中「社会福祉法」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による家庭的保育事業、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業、社会福祉法」に改める。

（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部改正）

第十八条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の各号」を削り、「）第一条に規定する学校」の下に「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連

携型認定こども園（第三号において「第一条学校等」という。）を加え、同条第三号中「学校教育法第一条に規定する学校」を「第一条学校等」に改める。

（沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第十九条 沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「及び幼稚園」を「幼稚園」に改め、「幼稚部を含む。」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加え、「保育所の児童」を「保育所等（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）附則第八条第一項に規定する保育所等をいう。）の児童（同項に規定する児童をいう。）」に、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）」を「同法」に改める。

（水源地域対策特別措置法施行令の一部改正）

第二十条 水源地域対策特別措置法施行令（昭和四十九年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「保育所」の下に「、幼保連携型認定こども園」を加え、同条第十号中「あわせて」を

「併せて」に改める。

（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部改正）

第二十一条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号中「又は同法」を「、同法」に改め、「児童自立支援施設」の下に「又は同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業若しくは同条第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設」を加え、同条に次の一号を加える。

十 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第十二条の表十三の項において「幼保連携型認定こども園」という。）

第十二条の表十三の項中「学校」の下に「（幼保連携型認定こども園を除く。）」を加える。

（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第九条第四号及び第七号の人事委員会又は公平委員会を定める政令の一部改正）

第二十二條 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第九條第四号及び第七号の人事委員会又は公平委員会を定める政令（昭和五十三年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二号中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）」を「教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二條第一項」に改める。

（特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令の一部改正）

第二十三條 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第六條第一号中「又は児童自立支援施設」を「若しくは児童自立支援施設又は同法第六條の三第九項に規定する家庭的保育事業、同條第十項に規定する小規模保育事業若しくは同條第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設」に改め、同條に次の一号を加える。

六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二條第七項に規定する幼保連携型認定こども園

（国勢調査令の一部改正）

第二十四条 国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「各種学校」の下に「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

（保険業法施行令の一部改正）

第二十五条 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第六号中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部改正）

第二十六条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号中「幼稚園」の下に「、幼保連携型認定こども園」を加え、同項第三号中「及び小

学校等」を「、小学校等及び幼保連携型認定こども園」に改める。

第八条第一項第十七号中「又は小学校等」を「、小学校等又は幼保連携型認定こども園」に改め、同条第二項第二号中「幼稚園」の下に「、幼保連携型認定こども園」を加える。

附則第二条第一項第二号二中「幼稚園」の下に「、幼保連携型認定こども園」を加える。

（過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部改正）

第二十七条 過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第一百七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）第十一条第一項」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十六条の四の三第二項」に改める。

（中央教育審議会令の一部改正）

第二十八条 中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表初等中等教育分科会の項第一号中「及び特別支援学校」を「、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園」に改める。

(沖繩振興特別措置法施行令の一部改正)

第二十九条 沖繩振興特別措置法施行令(平成十四年政令第百二号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「規定する幼稚園」の下に「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下単に「幼保連携型認定こども園」という。)」を、「当該幼稚園」の下に「又は当該幼保連携型認定こども園」を加え、同条第二項中「文部科学大臣」の下に「(幼保連携型認定こども園に係る指定にあつては、当該各省各庁の長並びに文部科学大臣及び厚生労働大臣)」を加える。

別表第一の十八の項及び別表第二の一の項中「及び保育所」を「、保育所及び幼保連携型認定こども園」に改める。

別表第三の四の項中

児童福祉法第七条第一項に規定する児童 福祉施設のうち助産施設、乳児院、母子 生活支援施設及び保育所の整備	次世代育成支援対策推進法(平 成十五年法律第百二十号)第十 一条第一項に規定する交付金
--	---

児童福祉法

(一)

助産施設、乳児院及び

次世代育成支援対策推進法(平

を

第七條第一 項に規定す る児童福祉 施設の整備	母子生活支援施設に係る もの	(二) 保育所及び幼保連携型 認定こども園に係るもの	成十五年法律第二百十号) 第十 一条第一項に規定する交付金
		第二項に規定する交付金	児童福祉法第五十六条の四の三

に改める。

(独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正)

第三十条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(平成十五年政令第三百六十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第五項第一号を次のように改める。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人(第十九条第二項において単に「国立大学法人」という。)が設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校の校長

第四条第五項第二号中「教育委員会」の下に「（幼保連携型認定こども園にあつては、当該地方公共団体の長）」を加える。

第七条第四号中「同じ。」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加える。

第十条第二号及び第十六条第二号中「及び幼稚園」を「、幼稚園及び幼保連携型認定こども園」に改める。

第十九条第一項中「教育委員会」の下に「（幼保連携型認定こども園にあつては、当該地方公共団体の長）」を加え、同条第二項中「国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する」を削る。

附則第五条の見出し中「保育所」を「保育所等」に改め、同条第一項中「、保育所の児童」を「、保育所等（法附則第八条第一項に規定する保育所等をいう。以下この条において同じ。）の児童（法附則第八条第一項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同項ただし書中「保育所」を「保育所等」に改め、同条第三項中「規定する保育所」を「規定する保育所等」に改め、「、第二号及び第四号」を削り、「「保育所」を「「保育所等（法附則第八条第一項に規定する保育所等をいう。以下この

条において同じ。）の管理下」と、同項第二号及び第四号中「学校の管理下」とあるのは「保育所等」に改め、「教育委員会」の下に「（幼保連携型認定こども園にあつては、当該地方公共団体の長）」を加え、同条第四項中「保育所の」を「保育所等の」に改め、同項第二号中「保育所」を「保育所等」に改める。
（地方独立行政法人法施行令の一部改正）

第三十一条 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項第一号中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」の下に「第三十四条の八、同法第三十条の十五第一項、第二項及び第七項（これらの規定のうち小規模保育事業に関する部分に限る。）並びに同法」を加え、「第六項及び第七項」を「第十一項及び第十二項（これらの規定のうち児童発達支援センターに関する部分を除く。）」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第五項及び第七項（これらの規定のうち同条第一項の認定を受けた保育所に関する部分に限る。）

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第三十二条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第四百三十三号の次に次の一号を加える。

四百三十三の二 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)

(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正)

第三十三条 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令(平成十七年政令第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「若しくは同条第九項に規定する家庭的保育事業」を「、同条第九項に規定する家庭的保育事業若しくは同条第十項に規定する小規模保育事業」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

(統計法施行令の一部改正)

第三十四条 統計法施行令(平成二十年政令第三百三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第三第三欄第二号中「以下」の下に「この表において」を加える。

別表第四の一の項第三欄第一号中「学校」の下に「(学校教育法第一条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。)」を加える。

別表第五第三欄第二号中「学校」の下に「(学校教育法第一条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。))をいう。以下この表において同じ。」を加える。

(職員の退職管理に関する政令の一部改正)

第三十五条 職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一内閣府(宮内庁、公正取引委員会、警察庁及び金融庁を除く。)の項中「北方対策本部」を

北方対策本部

に改める。

子ども・子育て本部」

附 則

(施行期日)

1 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正)

2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一私立学校法施行令(昭和二十五年政令第三十一号)の項中「事務」の下に「並びに同項の規定により指定都市等が処理することとされている事務」を加える。

理 由

子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、関係政令の整備を行う必要があるからである。